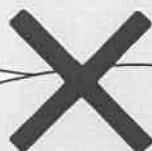




自転車の危険な運転は罰則の対象です

令和6年11月1日道路交通法が改正

運転中の
ながらスマホ



酒気帯び運転・
酒類の提供など



※ 携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

※ 酒気帯び運転

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金



重大事故を防ぐため、
家庭・職場などで交通ルールを
話題にしましょう。

「運転中のながらスマホ」
「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の
対象になります。

地域の絆で守ろう！

みんなで作ろう

私たちのまち

犯罪をなくし、安全で安心して暮らせる
防犯意識を高めましょう。

地域社会の実現のため、

- 子供と女性の犯罪被害防止
- 電話でお金詐欺(特殊詐欺)、
SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 自転車盗、万引きの被害防止
- 住宅対象侵入窃盗の被害防止～施錠の徹底～



安心のまち

「県警
ホームページ」
のご案内です。

大屋交番管内で、空き家などの邸
宅に侵入し、金品を物色していく事
案が頻発しています。

- ◆ 無施錠の箇所はないか
- ◆ 窓ガラスが割れていないか
- ◆ 見慣れない人・車はないか

- 県警ニュース
- 職員の採用案内
- 交通・山岳・防犯などの各種情報
- 動画・写真での警察活動紹介
などを掲載しています。

アクセスしてみてください。

「おや？」と気になることがありましたら、
お気軽に交番まで連絡ください！

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>